寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱(抄)

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険被保険者が要支援又は要介護状態となることの予防、要支援又は要介護状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援のため、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の実施について、法、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象者)

- 第4条 前条第1号に規定する第1号事業(以下「第1号事業」という。)の対象 者は次のとおりとし、別表第2に定めるとおり第1号事業を利用できるものと する。
 - (1) 居宅要支援被保険者
 - (2) 要介護又は要支援の認定申請の結果が非該当と認定された後、省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号に規定する者となった者(以下「事業対象者」という。)
 - (3) 前2号に該当しない者で、要介護又は要支援の認定申請の後、省令第 140 条の 62 の4第2号に規定する者となり、介護給付に係る居宅サービス、地域密着型サービス及び施設サービス並びにこれらに相当するサービスを受けるまでの者 (第1号事業の利用を開始する時点で当該認定申請の結果が決定しておらず、当該認定申請の結果が要介護と認定された者に限る。以下「暫定対象者」という。)

(指定の更新)

- 第8条 省令第140条の63の7の規定に基づき定める<u>指定の有効期間は6年</u>とし、 その期間ごとに前条第1項の指定の更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
- 2 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、 従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 3 指定の更新の申請があった場合において、指定の有効期間の満了の日までに その申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満

了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(文書の提出等)

第22条 市長は、第1号事業支給費の支給に関して必要があると認めるときは、 当該第1号事業支給費の支給を受ける者若しくは当該第1号事業支給費の支 給に係る第1号事業を担当する者又はこれらの者であった者に対し、文書その 他の物件の提出若しくは提示を求め、若しくは依頼し、又は当該職員に質問若 しくは照会をさせることができる。

(指定事業者の指定に係る経過措置)

- 第23条 第8条第1項の規定にかかわらず、本要綱施行日の前日において「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第10条の規定によりなお従前の例によることとされた旧介護保険法第8条の2第2項又は整備法附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護の事業を行う者として、旧介護保険法第53条第1項本文の指定を受けている者(以下「指定介護予防訪問介護事業者」という。)であった者が、平成30年3月31日までに第7条第1項に定める第1号訪問事業の指定の申請若しくは指定の更新の申請を行った場合、当該指定の有効期間は、当該指定介護予防訪問介護事業者の指定のあった日から6年を経過する日の前日までとする。
- 2 第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、本要綱施行日の前日において、整備法附 則第 10 条の規定によりなお従前の例によることとされた旧介護保険法第 8 条 の 2 第 7 項又は整備法附則第 11 条の規定によりなおその効力を有するものと された改正前の介護保険法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護の 事業を行う者として、旧介護保険法第 53 条第 1 項本文の指定を受けている者 (以下「指定介護予防通所介護事業者」という。)であった者が、平成 30 年 3 月 31 日までに第 7 条第 1 項に定める第 1 号通所事業 (通所型サービス (短期 集中)を除く。)の指定の申請若しくは指定の更新の申請を行った場合、当該 指定の有効期間は、当該指定介護予防通所介護事業者の指定のあった日から 6 年を経過する日の前日までとする。

別表第1 (第3条関係)

	事業構成	事業名	事業内容
		訪問型サービス(現行相当)	有資格の訪問介護員による身体 介護・生活援助に係る訪問サー ビス
	訪問型サービス(第1号訪問事業)	訪問型サービス (基準緩和)	市が別に定める研修を受講した 者等による生活援助に係る訪問 サービス
		訪問型サービス (有償活動員によ る支援)	有償活動員による生活援助に係 る訪問サービス
介護予防・生活支援サ		通所型サービス(現行相当)	身体的、精神的状態に配慮した 入浴、排せつ、食事等の日常生 活上の支援、生活機能の向上の ための機能訓練等の通所サービ ス
援サービス事業	通所型サービス (第1号通所事業)	通所型サービス(基準緩和)	閉じこもり予防や自立支援に資する生活機能の維持又は向上の ための運動・レクリエーション 等の通所サービス
業(第1号事業)		通所型サービス(短期集中)	運動器機能の向上、栄養改善、 口腔機能の向上並びに日常生活 動作(ADL)、手段的日常生活 動作能力(IADL)の改善の ための短期間の集中的な機能訓 練等の通所サービス
	介護予防ケアマネ ジメント(第1号介 護予防支援事業)	介護予防ケアマネ ジメント	対象者に対し、介護予防を目的 として、その心身の状況、その 置かれている環境その他の状況 に応じて、その選択に基づき適
		介護予防ケアマネ ジメント(初回)	切な事業が包括的かつ効率的に 提供されるよう行う、サービス 事業の利用に係るケアマネジメ ント

別表第2 (第4条関係)

事業名	対象者
訪問型サービス(現行相当)	居宅要支援被保険者又は暫定対象者であって、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援を含む。)の結果、有資格者による身体介護を含む訪問型サービスの利用が必要と認められる者。ただし、サービスの利用(サービス提供期間終了後の継続を含む。)に当たって寝屋川市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱第6条に規定する自立支援型地域ケア会議(以下「自立支援型地域ケア会議」という。)における多職種からの意見等を踏まえる必要があるものとする(対象者が平成29年3月以前から訪問介護又は介護予防訪問介護を利用している場合を除く)。
訪問型サービス (<u>基準緩</u> 和)	居宅要支援被保険者又は暫定対象者であって、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援を含む。)の結果、生活援助に係る訪問型サービスの利用が必要と認められる者。
訪問型サービス (有償活動員によ る支援)	居宅要支援被保険者、事業対象者又は暫定対象者であって、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援を含む。)の結果、生活援助に係る訪問型サービスの利用が必要と認められる者。
通所型サービス(現行相当)	居宅要支援被保険者又は暫定対象者であって、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援を含む。)の結果、身体的、精神的状態に配慮した通所型サービスの利用が必要と認められる者。ただし、サービスの利用(サービス提供期間終了後の継続を含む。)に当たって自立支援型地域ケア会議における多職種からの意見等を踏まえる必要があるものとする(対象者が平成29年3月以前から通所介護、地域密着型通所介護又は介護予防通所介護を利用している場合を除く)。
通所型サービス (<u>基準緩</u> 和)	居宅要支援被保険者又は暫定対象者であって、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援を含む。)の結果、通所型サービスの利用が必要と認められる者。ただし、サービスの利用(サービス提供期間終了後の継続を含む。)に当たって自立支援型地域ケア会議における多職種からの意見等を踏まえる必要があるものとする(対象者が平成29年3月以前から通所介護、地域密着型通所介護又は介護予防通所介護を利用している場合を除く)。
通所型サービス(短期集中)	居宅要支援被保険者又は暫定対象者であって、介護予防ケアマネジメント(介護予防支援を含む。)の結果、短期集中の介護予防に係る通所型サービスの利用が必要と認められる者。ただし、サービスの利用(サービス提供期間終了後の継続を含む。)に当たって自立支援型地域ケア会議における多職種からの意見等を踏まえる必要があるものとする。
介護予防ケアマネ ジメント	居宅要支援被保険者又は暫定対象者であって、第1号事業のみを利用 する者(介護予防ケアマネジメント(初回)の対象者を除く。)
介護予防ケアマネ ジメント(初回)	居宅要支援被保険者、事業対象者又は暫定対象者であって、訪問型サービス(有償活動員による支援)のみを利用する者。

別表第3 (第14条関係)

事業名等			対象者					
	1	訪問型サービス	. (現行相当)費	要支援1・2	週1回 程度の		1,168 単位	
			日割	暫定対象者	利用	1日につき	38 単位	
		訪問型サービス (Ⅱ)	(現行相当)費	要支援1・2	週2回 程度の	1月につき	2,335 単位	
			日割	暫定対象者	利用	1日につき	77 単位	
訪	ハ	訪問型サービス (Ⅲ)	(現行相当)費	要支援2	週3回 程度の	1月につき	3,704 単位	
問 型 サ			日割	首定列家有	利用	1日につき	122 単位	
サー		初回加算				1月につき	200 単位	
ビ	木	生活機能向上連	携加算			1月につき	100 単位	
ス		介護職員処遇改	善加算(I)		所定単位σ.	86/1000		
現		介護職員処遇改	善加算(Ⅱ)	要支援1・2	所定単位の 48/1000			
(現行相当)	^	介護職員処遇改	善加算(Ⅲ)	暫定対象者	介護職員処遇改善加算(II)の 90/100			
		介護職員処遇改	善加算(IV)		介護職員処 80/100	遇改善加算	(Ⅱ) の	
	· イからハまでについて、介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配							
	置している場合は、所定単位数に70/100を乗じる。							
	・ イからハまでについて、事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者							
	20 人以上にサービスを行う場合は、所定単位数に所定単位数に 90/100 を乗じる。							
	・ ホにおける所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計。							
	•	へについては、	第18条の支給限	度額の対象外の)算定項目と	する。		
訪	1	<u>訪問型</u> サービス (I)	(基準緩和)費	要支援1・2	週1回 程度の	1月につき	851 単位	
問			日割	暫定対象者	利用	1日につき	28 単位	
問 型 サ ー ビ		訪問型サービス (Ⅱ)	(基準緩和)費	要支援1・2	週2回 程度の	1月につき	1,702 単位	
ス			日割	暫定対象者	利用	1日につき	56 単位	
(基準緩和)	/\	訪問型サービス (Ⅲ)	(基準緩和)費	要支援2	週3回 程度の	1月につき	2,553 単位	
版 和			日割	暫定対象者	利用	1日につき	84 単位	
		初回加算		要支援1·2 暫定対象者		1月につき	200 単位	

F		T				1
		通所型サービス(現行相当)費 (I)	要支援1 · 2	週1回	1月につき	1,647 単位
		日割			1日につき	54 単位
	1	事業所と同一建物に居住する者	暫定対象者	程度の		
		又は同一建物から利用する者に		利用	1月につき	-376 単位
		サービスを行う場合				
		通所型サービス(現行相当)費		週2回 程度の	1 ローへも	2 2 7 7 光
		(II)	要支援2		一月にフさ	3,377 単位
		日割			1日につき	111 単位
		事業所と同一建物に居住する者	暫定対象者			
		又は同一建物から利用する者に		利用	1月につき	-752 単位
		サービスを行う場合				
	/\	若年性認知症利用者受入加算			1月につき	240 単位
' Z	=	生活機能向上グループ活動加算			1月につき	100 単位
通 所	木	運動器機能向上加算			1月につき	225 単位
型サ	^	栄養改善加算			1月につき	150 単位
	1	口腔機能向上加算			1月につき	150 単位
ビス	Ŧ	選択的サービス複数実施加算		運動器機能向上、栄養改善、口腔機		
				能向上のう	ち、いずれか	・2つを実施
· 現 · 行 · 相		(I)		した場合	1月につき	480 単位
相		選択的サービス複数実施加算 (II)		運動器機能		善、口腔機
当)				能向上の全	てを実施した	場合
					1月につき	700 単位
	IJ	事業所評価加算	要支援1・2		1月につき	120 単位
		サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	暫定対象者		1月につき	72 単位
		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1				
		│ サービス提供体制強化加算(I) │ _□			1月につき	144 単位
		ロ 				
		1			1月につき	48 単位
	ヌ	イ サービス提供体制強化加算(Ⅱ)				
	ヌ	-			1月につき 1月につき	
	ヌ	サービス提供体制強化加算(II) ロ サービス提供体制強化加算(III)				96 単位
	ヌ	サービス提供体制強化加算(II) ロ サービス提供体制強化加算(III) イ			1月につき	96 単位
	ヌ	サービス提供体制強化加算(II) ロ サービス提供体制強化加算(III)			1月につき	96 単位

		_						
通所型サ		介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	要支援1・2	所定単位の 40/1000				
		介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位の 22/1000				
	ル			介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の				
		介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 		90/100				
ビス		│ │介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		介護職員処遇改善加算(Ⅱ)の				
				80/100 A/+ =====	<i>4/</i>	00 ナ垂じて		
現行	・ イ及び口について、利用者数が利用定員を超える場合は、所定単位数に70/100を乗じる。 ・ イ及び口について、看護・介護職員の員数が基準に満たない場合は、所定単位数に							
行 相 当)	・ 1及い口について、有護・介護職員の負数が基準に満たない場合は、別定単位数に 70/100 を乗じる。							
		・ ルにおける所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計。						
	•	ヌ及びルについては、第18条の	支給限度額の対	象外の算定	項目とする。			
		通所型サービス(基準緩和)費			1月につき	1,151 単位		
	1	(I)イ 送迎あり・入浴あり				,		
		日割			1日につき	38 単位		
		通所型サービス(基準緩和)費	要支援1・2 暫定対象者	週1回 利用	1月につき	1,011 単位		
		(I)ロ 送迎あり・入浴なし ロ製			1 11-0+	00 X (+		
		日割 日割			1日につき	33 単位		
		([) ハ 送迎なし・入浴あり			1月につき	1,023 単位		
		日割			1日につき	34 単位		
通 所	=	通所型サービス(基準緩和)費						
型サ		(I)ニ 送迎なし・入浴なし			1月につき	883 単位		
		日割			1日につき	29 単位		
ビス		通所型サービス(基準緩和)費			1 日につき	2,302 単位		
	ホ	(Ⅱ)イ 送迎あり・入浴あり			ТЛСЭС	2,502 辛祉		
□ 季 準		日割			1日につき	76 単位		
(基準緩和)	^	通所型サービス(基準緩和)費			1月につき	2,022 単位		
11		【Ⅱ)ロー送迎あり・入浴なし		\m c —		,		
		日割	要支援2	週2回	1日につき	67 単位		
	+	通所型サービス(<u>基準</u> 緩和)費	暫定対象者	利用	1月につき	2,046 単位		
		日割			1日につき	67 単位		
	Ŧ							
		(I) = 送迎なし·入浴なし			1月につき	1,766 単位		
		日割			1日につき	58 単位		
	・ イからチまでについて、利用者数が利用定員を超える場合は、所定単位数に 70/10					zi= 70/100		
	7	を乗じる。						

(短期集中)	1	通所型サービス(短期集中)費 (I)	要支援1·2 暫定対象者	送迎なし	1日につき	375 単位	
		通所型サービス(短期集中)費 (Ⅱ)		送迎あり	1日につき	407 単位	
マ	介譯	イ	介護予防ケアマネジメント費			1月につき	430 単位
ネジメ	護予防		初回加算	要支援1·2 暫定対象者		1月につき	300 単位
、ント	ンケ	/\	小規模多機能型居宅介護事業所 連携加算			1月につき	300 単位
ジメント(初回)	介護予防ケアマネ	イ	介護予防ケアマネジメント(初 回)費	要支援1·2 事業対象者 暫定対象者		1月につき	430 単位

別表第4 (第14条関係)

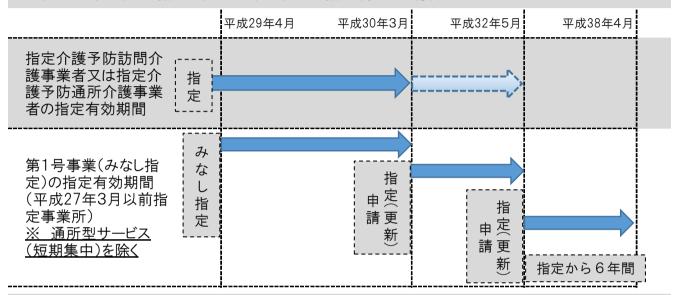
事業名	単価
訪問型サービス(現行相当)	10.84 円
訪問型サービス(基準緩和)	10.64
通所型サービス(現行相当)	
通所型サービス(基準緩和)	10.54 円
通所型サービス(短期集中)	
介護予防ケアマネジメント	1004 11
介護予防ケアマネジメント(初回)	10.84円

総合事業の事業者指定に係る有効期間について

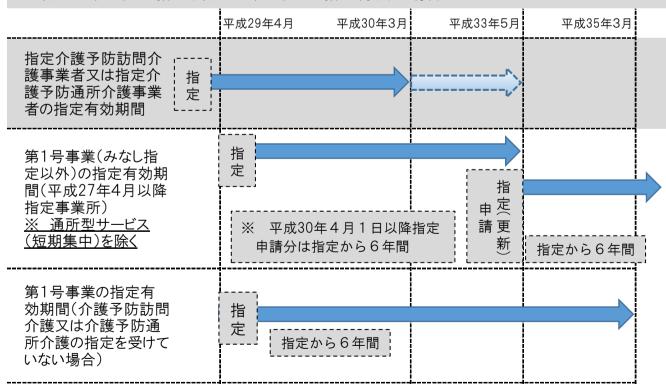
指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者と同一サービス種類の指定第 1号事業の指定を併せて受ける事業所の場合の指定の有効期間

【当該指定介護予防訪問介護事業者又は指定介護予防通所介護事業者の指定日から6年間】

例 介護予防訪問介護又は介護予防通所介護が 平成26年6月1日指定(平成32年5月31日指定満了)の場合



例 介護予防訪問介護又は介護予防通所介護が 平成27年6月1日指定(平成31年5月31日指定満了)の場合

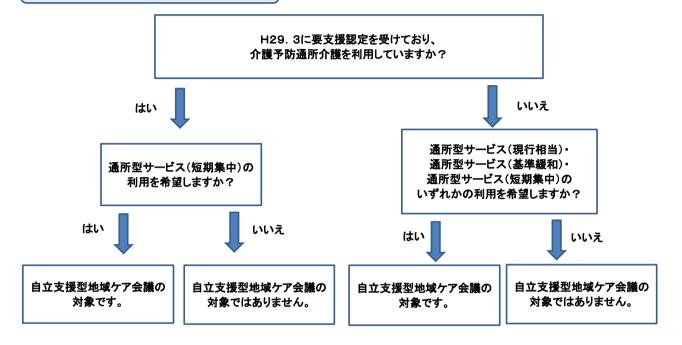


自立支援型地域ケア会議の対象

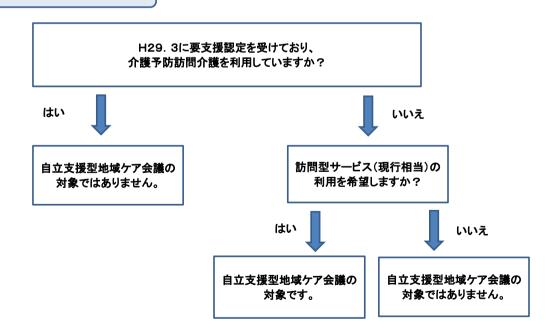
自立支援型地域ケア会議の対象となるサービスについては次の通りです。

- <H29. 4以降の新規利用>
- ・通所サービス(全般)、訪問型サービス(現行相当)
- <H29. 3以前から継続利用>
- ・通所サービス(短期集中)

诵所型サービス 利用希望者



訪問型サービス 利用希望者



※ ただし、H29. 3末が要支援認定の有効期間満了の方のうち、H29. 4. 1から総合事業のサービスを希望する場合は、 H29. 3の時点では、自立支援型地域ケア会議の開催がありませんのでサービス担当者会議を経てサービスを開始してください。

※自立支援型地域ケア会議の対象になったケースについては、必ずサービス期間終了時に自立支援型地域ケア会議をして、評価をおこないます。サービス期間終了後もケアプランが必要なサービスを希望する場合は同時に次のケアプランについても検討します。